

業務委託仕様書

1 委託業務名

アジア食市場開拓ハンズオン支援業務

2 委託業務の目的

さが県産品流通デザイン公社（以下、「流通デザイン公社」という。）は、アジア食市場における販路開拓・輸出拡大のため、現地での販売網とマーケティング力を持つ商社または商社機能を有する企業と連携し、海外輸出にチャレンジしたい県内食品事業者に対し、現地での商談会やテストマーケティングを通じ、課題の抽出や商品力の向上につなげるハンズオン支援に取り組むことにより、県産食品の継続的な輸出（定番化）を目指す。

3 委託業務の内容

（1）県内食品事業者及び商品の選定

本業務に参加する県内食品事業者及びその商品について、仕向国における貿易障壁、市場性、課題等を十分に考慮した上で、流通デザイン公社と協議し選定する。なお、ここでいう「県内食品事業者」とは、佐賀県内に本社（店）または支社（店）を置く食品事業者を指し、選定する県内食品事業者は5社を上限とし、商品は1社あたり3～5アイテム程度とする。

（2）商品の輸出、現地での保管・管理

選定した商品の輸出にあたっては、あらかじめ提案書等に輸出方法を明示し、現地の法律等を遵守した上で行うこと。

商品の輸出に係る経費については受託者負担とし、必要経費項目（輸送費、関税、翻訳料、ラベル作成費等の輸出に係る経費等）を見積書に明示すること。

商品の代金については、原則として県内食品事業者の負担とするが、受託者が買い取りを予定している場合は、その旨を提案書等に明示すること。なお、商品の数量は、実施する事業に適した数量となるよう、受託者、県内食品事業者並びに流通デザイン公社と協議の上、決定する。また、商品の現地での保管・管理は、受託者の責任・負担で行うこと。

（3）現地でのテストマーケティング及び個別商談の実施

選定した商品については、現地小売店等でのテストマーケティング及び商品の販売先として適したバイヤー等との個別商談を実施すること。なお、具体的な実施方法や実施期間（予定）を必ず提案書等に明示することとし、実施にあたっては、あらかじめ県内食品事業者に対し、十分に説明を行うこと。

また、テストマーケティング等の実施に係る経費については受託者負担とし、必要経費項目（会場費、設営費、広報費、通訳費等）を見積書に明示すること。

(4) テストマーケティング等の結果に基づく県内食品事業者へのフィードバック

県内食品事業者の商品の継続的な輸出（定番化）につなげていくために、テストマーケティング等の結果に基づき、県内食品事業者に対し、各商品の課題抽出、分析、改善・改良につなげるプランをマーケットインの発想をもって提案すること。

(5) 県内食品事業者への助言・サポート

受託者は、県内食品事業者に対し、将来的な自走に向け、次の①及び②に掲げる助言・サポートを行うこと（②については該当する場合のみ）。

また、県内食品事業者への助言・サポートに係る経費については、県内食品事業者1社あたり10万円を上限（①及び②の合計）に受託者が支払うこととし、必要経費項目を見積書に明示すること。

① 現地での活動に係るサポート

テストマーケティングについては、原則として、県内食品事業者を現地に同行させるものとし、受託者は県内食品事業者の現地での活動をサポートするとともに、県内食品事業者が現地へ同行するにあたって要した経費（現地までの渡航費、宿泊費、現地での交通費、海外旅行保険料）については受託者がその一部を支払うこと。

② 商品の改善・改良に関する助言・サポート

各商品の改善・改良が必要である場合、受託者は県内食品事業者に対し、商品を改良するにあたっての助言・サポートを行うとともに、これに要した経費（試作開発費、検査費、パッケージデザイン代、版代）については受託者がその一部を支払うこと。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 委託料

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 委託料の支払

完了払

7 実施体制・業務主任等

- (1) 本業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。また、本業務の遂行にあたっては、委託業務を統括し、関係者との円滑な事業の進行管理や意思疎通に努めること。
- (2) 上記の事業実施体制及び事業統括責任者、担当者の氏名及びこれまでの担当実績等を提案書内に記載すること。

8 成果品の提出

受託者は、業務完了後、業務報告書を提出すること。なお、業務報告書には、流通デザイン公社における次年度以降の取組の参考となる内容（市場の可能性、県内食品事業者の商品に関する総評、本業務に関する課題や改善策及び今後の事業展開につながる提案等）を盛り込むとともに、活動の内容・成果等がわかる資料・写真等を添付すること。

また、契約期間中に業務の実施状況について報告を求められた場合は、別途報告すること。

9 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、流通デザイン公社と協議の上、決定するものとする。
- (2) 天災等の影響で、事業の実施が困難となった場合は、速やかに流通デザイン公社に報告すること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た流通デザイン公社及び関係事業者の業務上の秘密を保持しなければならない。